

## 令和8年度 介護保険負担限度額認定証の更新について（お知らせ）

### 【1】 更新手続きについて

現在認定証をお持ちの方については、被保険者の住所地又は送付先設定の住所に更新申請書を送付します。必要事項を記入のうえ、姫路市介護保険課へ6月30日（火）までに提出をお願いします。

#### （提出の方法）

- ① 電子申請の場合、以下の URL もしくは QR コードより申請してください。

URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedure/apply/acaf7940-c394-40fa-a7a7-3157a1679f4a/start>

QR コード



- ② 郵送する場合、更新案内に同封している返信用封筒で申請書を提出してください。
- ③ 窓口を持参する場合、介護保険課窓口、各支所・出張所・サービスセンター・保健福祉サービスセンター、駅前市役所、家島事務所の各窓口へ申請書を提出してください。（家島以外の地域事務所では受付しておりません。夢前・香寺・安富の地域の方は各地域の保健福祉サービスセンターへお越しください。

※申請書を紛失している場合は、電子申請もしくはホームページの「各種申請手続きのご案内」→「手続きの概要」ページより申請書をダウンロードしてご使用ください。

※ダウンロードできない場合は、各支所・出張所・サービスセンターと保健福祉サービスセンターにも申請書を備え付けています。

#### （注意事項）

- ・必要事項の記入もれなどの不備がある場合、介護保険課から問い合わせや再提出の依頼をします。不備の修正に時間を要する場合は、認定結果の通知が遅れることがあります。特に「預貯金等に関する申告欄」と「同意書の署名欄」の記入もれにご注意ください。
- ・6月30日（火）の締切日以後も受付しますが、その場合は認定証等の発送が8月1日以降になる場合がありますので、ご了承ください。
- ・8月以降も継続して認定を受けるための最終の締切日は8月31日（月）です。9月1日以後の受付は新規申請となり、添付書類が必要になるほか、認定期間の開始は提出した月の初日になりますので、特にご注意ください。

### 【2】 有効期限について

今回新たに認定する負担限度額の有効期限は、令和9年7月31日までとなります。

負担限度額認定の有効期限は、8月1日から翌年7月末日までとなっており、毎年申請が必要です。

※8月1日以降については、必ず新しい認定証を施設等に提示の上、サービスをご利用ください。  
新しい認定証は7月末に送付予定です。

## 居住費・食費の負担限度額が変更になります

近年の光熱費・水道費等の高騰や、在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、食費の基準費用額が令和8年8月から1日につき100円引き上げられます。これに伴い、3-①段階の方は1日につき30円、3-②段階の方は1日につき60円、食費の負担限度額も引き上げられます。

また、3-②段階の方は1日につき100円、居住費の負担限度額も引き上げられます。

### 居住費・食費の1日の負担限度額

※（ ）内は令和8年7月までの金額

| 段階  | 居住費（滞在費）           |                     |                    |                |                |                            |                             | 食費                 |                    |
|-----|--------------------|---------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|
|     | ユニット型<br>個室        | ユニット型<br>個室の<br>多床室 | 従来型個室              |                | 多床室            |                            |                             | 施設<br>サービス         | 短期入所<br>サービス       |
|     |                    |                     | 老健・<br>医療院等        | 特養等            | 特養等            | 老健・医療院等<br>(室料を徴収<br>する場合) | 老健・医療院等<br>(室料を徴収<br>しない場合) |                    |                    |
| 1   | 880円               | 550円                | 550円               | 380円           | 0円             | 0円                         | 0円                          | 300円               | 300円               |
| 2   | 880円               | 550円                | 550円               | 480円           | 430円           | 430円                       | 430円                        | 390円               | 600円               |
| 3-① | 1,370円             | 1,370円              | 1,370円             | 880円           | 430円           | 430円                       | 430円                        | 680円<br>(650円)     | 1,030円<br>(1,000円) |
| 3-② | 1,470円<br>(1,370円) | 1,470円<br>(1,370円)  | 1,470円<br>(1,370円) | 980円<br>(880円) | 530円<br>(430円) | 530円<br>(430円)             | 430円                        | 1,420円<br>(1,360円) | 1,360円<br>(1,300円) |

### 認定要件

|       |  |
|-------|--|
| 第1段階  | 生活保護受給者または市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者で、<br>預貯金等の合計が単身 1,000 万円(配偶者がいる場合は 2,000 万円)以下。   |
| 第2段階  | 市民税非課税世帯であって、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が 82.65 万円（※2）以下の方で、<br>預貯金等の合計が単身 650 万円(配偶者がいる場合は 1,650 万円)以下。         |
| 第3段階① | 市民税非課税世帯であって、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が 82.65 万円（※2）超 120 万円以下の方で、<br>預貯金等の合計が単身 550 万円(配偶者がいる場合は 1,550 万円)以下。 |
| 第3段階② | 市民税非課税世帯であって、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が 120 万円超の方で、<br>預貯金等の合計が単身 500 万円(配偶者がいる場合は 1,500 万円)以下。                |

※1) 利用者負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金(遺族年金・障害年金)収入も含まれます。

※2) 下線部の金額は令和8年7月までは 80.9 万円です。

※3) 市民税非課税世帯であっても、別世帯にいる配偶者(世帯分離している場合も含む)が市民税課税者である場合は、認定にはなりません。

※4) 2号被保険者(40歳から64歳まで)の預貯金等の基準額は第1段階と同じです

※5) 市民税課税層における特例減額措置・・・市民税課税世帯で、かつ施設に入所し食費・居住費を全額負担した結果、もう一方の配偶者が生計困難に陥る場合は、申請により負担限度額が認定されます。詳しくは別途お問い合わせください。